



2011年1月号  
第122号  
平成23年1月1日発行

発行所 岩手県行政書士会 発行人(会長)中澤弘文  
盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館5階  
TEL 019-623-1555 FAX 019-651-9655



### Contents

- |       |                     |      |            |
|-------|---------------------|------|------------|
| ・p1   | 年頭のご挨拶              | ・p9  | ホームページ掲載情報 |
| ・p2~6 | 業務資料<br>経営事項審査基準の改正 | ・p10 | 会員の動向      |
| ・p7~8 | 本会の動き               | ・p11 | 毎月勤労統計調査   |



## 岩手県行政書士会

会長 中澤 弘文

### 年頭のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。  
年頭にあたり一言ご挨拶申し上げます。

昨年の初めは厳しい冬で桜の開花が平年より遅く、一転夏は記録的な猛暑となる気候変動の大きな年でした。

国内経済においては、景気が緩やかに持ち直す傾向になったとはいえ、個人消費は伸び悩み、未だ景気が回復したとは言えないようです。

そのような中、県内においては、中学生のスポーツ全国大会制覇が相次ぎ、明るい話題を提供しました。

また、12月には東北新幹線が新青森駅まで延伸したことにより、北東北への経済効果の波及に期待が高まるところであります。

さて、我々行政書士の顧客の大半は、中小零細の事業者の方々です。混沌、複雑化する社会情勢の変化をいち早く見定め、顧客のニーズに応ずるための業務遂行能力を磨かねばなりません。

昨年、新たな試みとして、今まで会員を派遣していた日行連全国伝達研修に代わり、全国の会員が一律に受講できるインターネットライブ研修を日行連主導の下実施しました。このことにより講師の生の講義を視聴できるようになったことは、大きな収穫であったと考えております。

会員の皆様におきまして、研修会等への参加により自らの業務遂行能力向上と高い職業倫理の確立に努めていただきたいと思います。

我々の業務は今後、書類作成からコンサルタント業務へのシフト、権利義務・事実証明業務の更なる拡大を目指し、社会貢献分野においては、資格者として、社会的使命を果たすことが重要であると存じます。

最後になりますが、景気の回復は先行きの不透明感がぬぐえず会員の皆様にも大きな影響を与えていると思います。

このような状況下ではありますが、随時、適切・迅速な情報提供に努めてまいりたいと存じます。

今年におきましては、さらなる行政書士制度のPR、会員の資質・能力担保向上施策を推し進めるとともに、副会長はじめ役員の方々とともに、会運営に尽力いたす所存でありますので、本会の運営に何卒ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

平成23年吉日





## 業務資料

### 経営事項審査基準の改正内容(要旨)

#### (1) 技術者に必要な雇用期間の明確化

技術者の名義借り等の不正を防止するため、評価対象とする技術者を「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定する。

また、高齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者については、雇用期間が限定されていても評価対象に含める。

#### (2) 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少により平均点が低下している完工高(X1点)及び元請完工高(Z2点)について、今年度の建設投資見込額のもとで平均点が制度設計時の平均点700点となるよう評点テーブルを補正し、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、適切な入札機会を確保する。

この措置により、完工高(X1点)は平均点で約12点の上昇、元請完工高(Z2点)は平均点で約91点の上昇となる。

#### (3) 再生企業に対する減点措置

債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強い再生企業(民事再生企業及び会社更生企業)について、社会性等(W点)の評価で、以下の減点措置を創設する。

再生期間中(手続開始決定日から手続終了決定日まで)は、一律マイナス60点(「営業年数」評価の最高点)の減点

再生期間終了後は、「営業年数」評価はゼロ年から再スタート

なお、この措置は平成23年4月1日以降に民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを行う企業から適用する。

#### (4) 社会性等(W点)の評価項目の追加

##### 1. 建設機械の保有状況

地域防災への備えの観点から、建設機械抵当法に規定する「建設機械」のうち、災害時に使用される代表的な建設機械(ショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベル)について、所有台数に応じて加点点評価を行う。(一台につき1点、最高15点)

なお、建設機械のリースが増えてきている現状を踏まえ、経審の有効期間(1年7ヶ月)中の使用期間が定められているリースについても、同様に取り扱う。

##### 2. ISOの取得状況

多くの都道府県等が発注者別評価点で評価しているISO9001及びISO14001の取得状況について、受

発注者双方の事務の重複・負担の軽減を図るため、経審の評価項目に追加する。(片方で5点、両方で10点)

国総建第162号

平成22年10月15日

各地方整備局等建設業担当部長

各都道府県建設業主管部局長あて

国土交通省総合政策局建設業課長

「経営事項審査の事務取扱いについて」の

一部改正について

今般、経営事項審査の審査基準等について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行うため、建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成22年10月15日国土交通省令第51号)が制定されるとともに、平成22年10月15日付け国土交通省告示第1175号をもって、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準が改正されたところであるが、これらを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて」(平成20年1月31日国総建第269号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

「経営事項審査の事務取扱いについて」(平成20年1月31日国総建第269号)の一部を次のように改正する。

の2の(1)のイを次のように改める。

イ 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者(以下「基幹技能者」という。)であって、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。)をいい、労務者(常用労務者を含む。)又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限るものとする。

また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの(65歳以下の者に限る。)については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。

なお、継続雇用制度の適用を受けていることの証明は、別記様式第3号の提出によるものとする。



の3の(2)を次のように改める。

(2) 建設業の営業継続の状況について

イ 建設業の営業年数について

建設業の営業年数は、法による建設業の許可又は登録を受けた時より起算し、審査基準日までの期間とする。

なお、その年数に年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更正手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けた時より起算するものとする。

営業休止(建設業の許可又は登録を受けずに営業を行っていた場合を含む。)の沿革を有するものは、当該休止期間を営業年数から控除するものとする。

商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った沿革、1の(1)のチの若しくはに掲げる場合又は建設業を譲り受けた沿革を有する者であって、当該変更又は譲受けの前に既に建設業の許可又は登録を有していたことがある者は、当該許可又は登録を受けた時を営業年数の起算点とする。

ロ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無については、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けていない場合に、減点して審査するものとする。

の3に次のように付け加える。

(7) 建設機械の保有状況について

イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルをいうものとする。

ロ 建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとする。

(8) 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況については、審査基準日において、財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第9001号(ISO9001)又は第14001号(ISO14001)の規格による登録を受けている場合に、加点して審査するものとする。

ただし、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合には、加点対象としないものとする。

の4の(2)のイ中「3の(2)のイ」を「3の(2)のイの」に改める。

別紙の1(告示の別表第一関係)を次のように改める。

1 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点告示第一の一の1に掲げる許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高については、告示の別表第一の区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて次の表に掲げる評点を与える。

(告示の別表第一関係)

区 分	評 点
(1)	2,309
(2)	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
(3)	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
(4)	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
(5)	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(6)	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(7)	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
(8)	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(9)	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(10)	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
(11)	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
(12)	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
(13)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
(14)	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(15)	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(16)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
(17)	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
(18)	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
(19)	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$

(20)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
(21)	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
(22)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
(23)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
(24)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
(25)	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
(26)	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
(27)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
(28)	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
(29)	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
(30)	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
(31)	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
(32)	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
(33)	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
(34)	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
(35)	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
(36)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
(37)	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
(38)	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
(39)	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
(40)	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
(41)	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
(42)	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別紙の3の口(告示の別表第五関係)を次のように改める。

口 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数

(告示の別表第五関係)

区分	点 数
(1)	2,865
(2)	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(3)	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(4)	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
(5)	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(6)	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(7)	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(8)	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(9)	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
(18)	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$

(21)	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
(22)	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
(23)	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
(24)	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
(25)	$0 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
(26)	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
(27)	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
(28)	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
(29)	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
(30)	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
(31)	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
(32)	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
(33)	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
(34)	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
(35)	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(36)	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
(37)	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
(38)	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
(39)	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
(40)	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
(41)	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
(42)	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別紙の4を次のように改める。

4 その他の審査項目(社会性等)の評点

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から8までに掲げる建設業の営業継続の状況(営業年数及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無)、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況(監査の受審状況及び公認会計士等数値)、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況については、告示の別表第六から別表第十四までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ～リの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数(又の算式において「告示の付録第二による点数並びにイ～リの点数の合計点数」という。)に応じて、又の算式によって算出されるその他の審査項目(社会性等)の評点を与える。その他の審査項目(社会性等)の評点が0に満たない場合は0と見なす。

別紙の4のトを次のように改める。

ト その他の審査項目(社会性等)

その他の審査項目(社会性等)の評点 = 告示の付録第二による点数並びにイ～リの点数の合計点数  $\times 10 \div 190 \div 200$

別紙の4のトを又とし、ロからへをハからトとし、イの次に次のように付け加える。

ロ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数(告示の別表第七関係)

区分	(1)	(2)
点数	0	-60

別紙の4のトの次に次のように付け加える。

チ 建設機械の保有状況の点数

(告示の別表第十三関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点数	15	14	13	12	11	10	9

区分	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
点数	8	7	6	5	4	3	2

区分	(15)	(16)
点数	1	0

リ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の  
点数  
(告示の別表第十四関係)

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)
点 数	10	5	5	0

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号(用紙A4)

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事殿

年 月 日

商号又は名称  
所属・役職  
氏名

印  
以上

記載要領

「地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事」

別記様式に次の1号を付け加える。

様式第3号(用紙A4)

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

地方整備局長 年 月 日

北海道開発局長

知事殿 住所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

通 番	氏 名	生年月日

記載要領

- 1「地方整備局長  
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。  
知事」
- 2 規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者(65歳以下の者に限る。)について記載すること。
- 3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の11・別紙2の記載と統一すること。

附則

この通知は、平成23年4月1日から適用する。 \_



# 本会の動き



## 平成22年6月

- 3 川徳無料相談 横山勝会員
- 4 東北地方協議会 定時総会 於:郡山  
~5 中澤会長以下3名
- 17 日行連定時総会 於:岡山プラザホテル  
~18 中澤会長、中屋敷副会長、十文字副会長出席
- 26 第2回理事会 於:農林会館 7階第1会議室  
平成22年度各部・各委員会の事業計画について他  
中澤会長以下12名  
第1回合同部会 於:農林会館 7階第1会議室  
平成22年度各部・各委員会の事業実施計画について 中澤会長以下30名

## 平成22年7月

- 1 川徳無料相談 横山 勝会員
- 9 北東北3県業務開発委員会 於:アイーナ会議室  
中澤会長・中屋敷副会長  
隅田企画開発部長出席
- 13 第2回綱紀委員会 於:事務局  
小野寺綱紀委員長以下5名  
綱紀案件の情報収集と対応について  
会員の品位保持と資質の向上対策
- 16 行政書士試験説明会 於:八重洲富士屋ホテル  
中澤会長・宮野事務局出席
- 17 第2回企画開発部部会 於:アイーナ  
中屋敷副会長以下5名  
東北地協主催研修会について、インターネット  
研修について、新入会員研修について、  
知的資産経営検討チームについて他
- 21 日行連理事会 於:日行連  
~22 中澤会長・中屋敷副会長
- 30 第2回総務・経理部部会 於:事務局  
中澤会長以下7名  
理事選任手続改正、旅費規定改正について、  
事務局文書整理について、

## 平成22年8月

- 5 川徳無料相談 廣嶼文哉会員
- 27 正副・総務・経理部長・広報・監察部長会  
於:ホテル森の風鶯宿 中澤会長以下6名  
第3回理事会 於:ホテル森の風鶯宿  
中澤会長以下14名  
第2回支部長会 於:ホテル森の風鶯宿  
中澤会長以下22名  
行政書士制度広報月間の取組  
役員選任規則改正(案)  
各部・各委員会からの進捗状況について、その他  
第2回相談役会 於:ホテル森の風鶯宿  
中澤会長以下5名

## 平成22年9月

- 2 川徳無料相談 勝股光子会員
- 3 行政書士制度広報月間に伴う官庁、報道関係訪問  
中澤会長、中屋敷副会長、十文字副会長、  
筒井広報・監察部長
- 10 日行連東北地協主催第2回業務研修会  
於:ホテルメトロポリタンニューウイング 4階  
メトロポリタンホール西の間  
中澤会長以下86名  
基調講演「消費者庁発足と地方消費者行政について」  
講師:消費者庁地方協力課 政策調査員  
三谷和央氏  
「悪質商法に負けないために~盛岡市の現況報告」  
講師:盛岡市消費生活センター  
主査 菊池 与志和氏  
消費者教育活動事例  
講師:福島会 伊藤 仁平氏  
講師:福島会 小泉 誠氏
- 13 第2回いわて成年後見サポートセンター委員会  
於:事務局  
中澤会長以下5名  
市民講座について、研修について、  
挨拶回り日程について
- 14 第3回業務研修会 於:エスホールいわて  
中澤会長以下35名  
「農地法改正について」  
講師:岩手県農林水産部農業振興課  
農地・交流担当課長 工藤富士子氏  
「法人の農業参入及び個人の新規就農について」  
講師:岩手県農林水産部農業振興課  
担い手対策担当主査 渡辺嘉喜氏  
「農地法手続きの概要について」  
講師:畠山 弘会員  
「平成21年度全国研修会 報告」  
講師:芳賀英明会員
- 21 成年後見中級研修会 於:エスホールいわて  
中澤会長以下25名  
「成年後見制度利用支援業務を行うに当たっての周辺  
業務の理解」講師:岡田秀治委員長  
「任意後見契約について」  
講師:盛岡公証人合同役場  
公証人 酒井治幸氏  
「成年後見制度について」  
講師:神奈川会 桑 智仁氏
- 25 東北地協会長会及び業務開発委員会の開催  
~26 於:仙台市作並温泉グリーン・グリーン  
中澤会長、中屋敷副会長出席
- 29 第3回総務・経理部部会 於:事務局  
中澤会長以下3名



## 平成22年10月

- 1 行政書士制度広報月間電話無料相談  
於:事務局 中屋敷副会長以下3名  
行政書士制度広報月間街頭無料相談  
於:ホッライン肴町いさごだ前  
中澤会長以下5名
- 2 企画開発部会 於:アイーナ  
中屋敷副会長以下5名
- 7 川徳無料相談 畠山弘会員
- 15 第4回業務研修会(インターネットライブ配信)  
於:ホテルニューカーリーナ  
中澤会長以下29名  
「運輸安全マネジメントの制度について」  
講師:独立行政法人 自動車事故対策機構  
安全指導部マネージャー  
黒仁田 祥三氏  
安全指導部アシスタントマネージャー  
高橋弘幸氏  
「廃棄物処理法の改正について」  
講師:環境省大臣官房廃棄物・リサイクル  
対策部 産業破棄物課環境技官  
佐藤直己氏  
「自動車損害賠償保障制度について」  
講師:国土交通省自動車交通局保障課  
課長補佐 服部 準 氏
- 19 第5回正副会長会 於:事務局  
中澤会長・中屋敷副会長・十文字副会長  
第5回業務研修会 於:エスポワールいわて  
中澤会長以下53名  
「建設業許可について」  
講師:岩手県県土整備部建設技術振興課  
佐々木茂治氏  
「平成23・23年度県営建設工事競争入札  
参加資格審査基準の主な改正点について」  
講師:岩手県県土整備部建設技術振興課  
森 昌弘氏
- 21 事務局長連絡会議 於:日行連  
~22 宮野事務局長出席
- 29 第5回業務研修会 於:ホテルニューカーリーナ  
中澤会長以下44名  
岩手県の電子申請「新」システムの利用方法と  
利用促進について  
講師:岩手県総務部法務学事課  
行政情報化推進担当 主任 森 光 氏
- 14 行政書士試験 於:岩手大学 学生センター  
中澤試験責任者以下37名
- 16 第3回綱紀委員会 於:事務局  
小野寺委員長以下5名  
綱紀案件の情報収集と対応について、  
苦情受理簿・処理簿の対応について、  
行政書士倫理綱領の提示について、  
コンプライアンスについての徹底の方法について
- 18 日行連理事会 於:行政書士会館  
~19 中澤会長、中屋敷副会長出席
- 20 新入会員研修(基礎研修)  
於:ホテルメトロポリタン盛岡  
中澤会長以下32名  
「岩手県行政書士会の組織等について」  
講師:中屋敷勤副会長  
「行政書士法」講師:野尻佳宏会員  
「事務所経営」講師:岡田秀治会員  
基礎研修インターネットライブ配信  
「職業倫理」  
講師:弁護士 馬橋隆紀氏  
「要件事実・事実認定論概論」  
講師:弁護士 川端基彦氏  
「リーガル・カウンセリング」  
講師:大阪会 佐々木賢一氏
- 25 成年後見中級研修 於:エスポワールいわて  
3階特別ホール 岡田秀治委員長以下19名  
「任意成年後見契約を行うに当たっての重要事項  
説明書の理解」講師:岡田秀治委員長  
「精神障がい及び知的障がいの理解」  
講師:国立病院機構花巻病院  
精神保健福祉士 土田 滋氏  
「成年後見制度の利用について」  
講師:盛岡家庭裁判所訟廷管理官 後藤幸太氏  
「認知症の理解」  
講師:介護老人福祉施設  
青山和敬荘施設長 佐々木裕彦氏  
「成年後見事例研究」講師:野尻佳宏会員
- 27 司法研修 於:農林会館7階第1会議室  
中屋敷副会長以下18名  
「行政不服審査法」  
講師:岩手大学人文社会科学部  
高野 修教授
- 28 成年後見制度市民講座 開催

## 平成22年11月

- 2 行政書士試験説明会 於:農林会館第1会議室  
中澤責任者以下37名
- 4 川徳無料相談会 廣嶼文哉会員
- 5 土業懇談会 於:ニューカーリーナ  
中澤会長以下4名
- 10 日行連と東北地協との連絡会 於:ホテルルイズ  
中澤会長、中屋敷副会長、十文字副会長、  
筒井理事、宮野事務局長出席



2010年6月～2010年11月掲載分

「topics」

- 10.10.09 消費生活セミナー「生前準備と最新の葬儀事業」  
「相続と遺言」受講者募集！  
(岩手県立県民生活センター)  
応募は終了しました。
- 10.10.04 知的資産経営 WEEK2010 シンポジウム(日行連)
- 10.08.05 経済産業省と法テラスの名前を使った架空請求  
について(経済産業省)
- 10.06.30 STOP!ネットでの知的財産権侵害  
(不正商品対策協議会)  
不正商品対策協議会ホームページ  
知的財産保護のための広報啓発ポスター
- 10.06.07 消費生活Q & A(暮らしの知識)  
H22.6.8更新(岩手県)

「業務関連」

- 10.11.19 (工事)H23・24競争入札参加資格  
審査(申請の手引き・様式)(岩手県)
- 10.11.05 経営事項審査の審査基準の改正等について  
(国土交通省)
- 10.10.22 (工事)平成23・24年度資格審査に係る  
申請者向け説明会の開催について(岩手県)
- 10.10.09 平成23・24年度定期競争参加資格審査  
インターネット一元受付の実施について  
(国土交通省)
- 10.09.04 (工事)平成23・24年度資格審査における  
コンプライアンスの取組みに係る加点評価に  
ついて～平成21・22年度審査基準からの見直し  
について(岩手県)
- 10.07.12 浄化槽工事業について(岩手県)
- 10.07.01 建設業許可申請・届出について(更新)  
(岩手県)

「電子申請」

- 10.11.25 行政書士電子証明書の移行に係る取り扱いに  
ついて(日行連)
- 10.10.27 岩手県電子申請・届出サービス
- 10.10.16 平成22年度電子政府第6回オンライン申請  
体験フェア
- 10.09.27 電子公証関係手続におけるMicrosoft  
Windows 7でのサービス開始について  
(法務省オンラインシステム)
- 10.09.18 電子申請・届出汎用受付システム切り替えの  
お知らせ(岩手県)
- 10.09.12 法務省オンラインシステム 新システムへの  
切り替えについて

「研修会」

- 10.11.22 平成22年度新入会員向け実務研修会開催  
(新入会員)のご案内  
平成22年度新入会員向け実務研修会開催  
(一般会員)のご案内  
平成22年度第8回業務研修会開催のご案内  
(風俗営業許可申請)
- 10.11.11 平成22年度第7回業務研修会開催のご案内  
(自動車登録実務研修)
- 10.11.11 平成22年度司法研修会開催のご案内  
(行政不服審査法)
- 10.10.28 平成22年度第2回成年後見中級研修会開催  
について

- 10.10.26 平成22年度「成年後見を考えるシリーズ  
研修」の開催について  
(岩手県社会福祉協議会)
- 10.09.22 平成22年度第4回業務研修会のご案内  
(インターネットライブ研修)  
「運輸安全マネジメントの制度について」  
「(仮)廃棄物の処理及び清掃に関する  
法律の一部を改正する法律について」  
「(仮)交通事故(自賠責保険)について」
- 10.09.22 平成22年度第5回業務研修会のご案内  
「建設業許可について」  
「県営建設工事競争入札参加資格審査」  
平成22年度第6回業務研修会のご案内  
「岩手県の電子申請『新』システムの利用  
方法と利用促進について」
- 10.08.31 日行連東北地方協議会主催第2回業務研修  
会会場部屋変更のお知らせ  
平成22年9月10日ホテルメトロポリタ  
ン盛岡ニューウィングで開催される首記研  
修会の部屋が変更となりましたので、お知ら  
せいたします。  
変更前「3階 星雲東」 変更後  
「4階 メトロポリタンホール西の間」
- 10.08.10 日行連東北地方協議会主催第2回業務研修  
会のご案内  
行政書士のための消費者行政に関する研修  
会
- 10.08.10 平成22年度第3回業務研修会のご案内  
農地法改正後の岩手農業の状況  
平成21年度全国研修の報告
- 10.06.25 岩手県土地家屋調査士会主催研修会開催  
のご案内  
「資格者団体の活動に関する独占禁止  
法上の考え方(仮題)」  
「成年後見制度について」

「事務局通信」

- 10.11.01 平成23年度東北大学大学院法学研究科  
学生募集について(東北大学大学院)
- 10.11.01 「お知らせ」執行官の採用選考受験案内につ  
いて(日行連)
- 10.09.11 平成21年度 行政書士制度広報月間結果  
報告について (日行連広報部)
- 10.08.20 NPO法人神奈川成年後見サポートセンター  
創立10周年記念事業  
成年後見制度10年の現状と課題
- 10.08.05 「行政法特別研修」申込について(日行連)
- 10.07.29 執行官の採用選考受験案内について  
(日行連)
- 10.07.21 「中小企業魅力発信レポート」作成に係る  
協力依頼について  
「中小企業魅力発信レポート」企業推薦用紙  
(WORD版)
- 10.07.16 社団法人 日本仲裁人協会調停人養成講座  
について(日行連)
- 10.07.05 厚生労働省からの毎月勤労統計調査特別  
調査に対する調査協力依頼について  
(日行連)
- 10.06.11 東北大学大学院法学研究科学生募集につ  
いて(東北大学)

# 会員の動向



## 入会 おめでとうございます。

佐藤史朗（盛岡支部）  
事務所 盛岡市みたけ五丁目8番19号  
電話 019-645-3593  
平成22年6月15日登録・入会

高橋満里子（盛岡支部）  
事務所 雫石町西根下駒木野45番地3  
電話 019-693-2271  
平成22年6月15日登録・入会

相原正明（水沢支部）  
事務所 奥州市江刺区愛宕字橋本119番地  
電話 0197-35-2134  
平成22年7月15日登録・入会

工藤壽章（紫波支部）  
事務所 盛岡市上飯岡18地割44番地1  
電話 019-658-0239  
平成22年7月15日登録・入会

佐藤正則（盛岡支部）  
事務所 盛岡市月が丘三丁目18番10号  
電話 019-646-5141  
平成22年8月15日登録・入会

八幡美和（水沢支部）  
事務所 奥州市水沢区字吉小路29番地  
電話 0197-51-1744  
平成22年8月15日登録・入会

酒井利政（花巻支部）  
事務所 花巻市仲町7番9号  
電話 0198-24-1854  
平成22年9月1日登録・入会

渡辺京子（水沢支部）  
事務所 奥州市胆沢区若柳字幅下112番地  
電話 0197-46-3306  
平成22年9月15日登録・入会

佐々木健司（盛岡支部）

事務所 盛岡市城西町10番35-404号  
電話 019-651-1192  
平成22年11月15日登録・入会

菅原敏男（一関支部）

事務所 一関市川崎町薄衣上段62番地1  
電話 0191-43-3320  
平成22年11月15日登録・入会

## 事務所名称・所在地変更

よろしく申し上げます。

鈴木まき子（盛岡支部）  
新事務所名称 鈴木行政書士事務所

鎌田芳雄（花巻支部）  
新事務所名称 鎌田芳雄行政書士事務所

菊池利美（水沢支部）  
新住所 奥州市水沢区羽田町字洗田369-13

下道利幸（久慈支部）  
新住所 久慈市栄町第37地割148番地1

中塚和美（紫波支部）  
新住所 紫波郡矢巾町又兵工新田4-19-2  
新事務所名称 行政書士中塚行政法務事務所

## 退会 大変ご苦労様でした。

土屋 麻紀（盛岡支部）  
平成22年6月30日退会

千葉 静男（水沢支部）  
平成22年7月30日退会

斎藤 智三（盛岡支部）  
平成22年8月13日退会



「この国の 確かな選択 支える統計」

# 毎月勤労統計調査

## 毎月勤労統計調査(略称：毎勤)とは？

- **賃金や労働時間、雇用の変化を毎月明らかにする調査**です。  
国の重要な統計で、法律（統計法）で「基幹統計」に指定されています。
- 調査の結果は、景気判断や社会保障制度を検討する際の基礎資料として使われています。
- **調査票は、インターネットでも提出**できます。  
インターネットを利用すると、一部記入の手間を省くことができます。
- 都道府県を通して調査を行っています。

まいちゃん

4人以下の事業所は、「特別調査」として、毎年、1回(7月分)調査をしています。

## 事業所の皆様へ

- 調査で得られた大切な情報は、統計以外の税の徴収などには使用しません。また、調査票は厳重に管理し、集計完了後は完全に溶かして処理されます。
- 法律（統計法）で、調査の**報告義務**及び調査従事者に対しては**守秘義務**が課せられています。
- 毎月勤労統計調査をかたって不正な情報収集する「かたり調査」にご注意ください。不審な点がありましたら、厚生労働省又は最寄りの都道府県にご連絡ください。

## 調査でわかること

- ◇ 厚生労働省のホームページに最新情報が掲載されています。
- ◇ 月々の変化を迅速に捉え、調査月の翌々月に速報を公表しています。

きんちゃん

従業員が29人以下の事業所へは統計調査員がお訪ねします。



**事業所の皆様へ**  
**調査へのご理解とご回答をお願いします。**

厚生労働省・都道府県

厚生労働省ホームページ : <http://www.mhlw.go.jp>

毎勤調査のページ : <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>